

鳥取県告示第490号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算人大河内土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成23年8月26日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した清算人の氏名及び住所

牧 幸 人 倉吉市大河内525

牧 喜和雄 倉吉市大河内524

平成23年8月11日退任